

協定項目	2 1 - 8	協議項目	各種事務事業の取扱い	檜山北部 3 町合併協議会資料
		関係項目	介護保険事業	

平成15年度における檜山北部4町の介護保険の状況(比較表)

● 第1号被保険者のいる世帯数 (単位:世帯)

瀬棚町	北檜山町	大成町	3町計	今金町	4町計
582	1,252	708	2,542	1,313	3,855

平成16年4月介護保険事業状況報告数値

● 第1号被保険者数 (単位:人・%)

	瀬棚町	北檜山町	大成町	3町計	今金町	4町計
総人口	2,757	5,997	2,512	11,266	6,715	17,981
65歳以上75歳未満(前期高齢者)	404	898	497	1,799	962	2,761
75歳以上(後期高齢者)	395	886	487	1,768	941	2,709
65歳以上合計	799	1,784	984	3,567	1,903	5,470
高齢化率	28.98	29.75	39.17	31.66	28.34	30.42

平成16年4月介護保険事業状況報告数値

● 要介護(要支援)認定者数 (単位:人)

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者							
65歳以上75歳未満							
瀬棚町	3	8	0	1	1	1	14
北檜山町	11	9	3	1	2	2	28
大成町	5	14	3	2	0	1	25
3町計	19	31	6	4	3	4	67
今金町	5	15	1	3	1	7	32
4町計	24	46	7	7	4	11	99
75歳以上							
瀬棚町	9	27	10	5	13	8	72
北檜山町	60	76	17	24	27	33	237
大成町	27	62	19	14	16	25	163
3町計	96	165	46	43	56	66	472
今金町	29	73	35	17	30	39	223
4町計	125	238	81	60	86	105	695
第2号被保険者							
瀬棚町	0	1	1	0	0	0	2
北檜山町	1	0	1	0	0	1	3
大成町	0	0	1	0	0	0	5
3町計	1	1	3	0	0	1	6
今金町	1	1	1	2	0	1	6
4町計	2	2	4	2	0	2	12
合 計							
瀬棚町	12	36	11	6	14	9	88
北檜山町	72	85	21	25	29	36	268
大成町	32	76	23	16	16	26	189
3町計	116	197	55	47	59	71	545
今金町	35	89	37	22	31	47	261
4町計	151	286	92	69	90	118	806

平成16年4月介護保険事業状況報告数値

●居宅サービス受給者数

(単位:人)

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者							
瀬棚町	9	17	4	0	1	2	33
北檜山町	48	38	7	9	3	1	106
大成町	25	45	8	3	2	1	84
3町計	82	100	19	12	6	4	223
今金町	24	36	15	4	3	3	85
4町計	106	136	34	16	9	7	308
第2号被保険者							
瀬棚町	0	0	1	0	0	0	1
北檜山町	0	0	2	0	0	1	3
大成町	0	0	0	0	0	0	0
3町計	0	0	3	0	0	1	4
今金町	1	0	0	1	0	0	2
4町計	1	0	3	1	0	1	6
合 計							
瀬棚町	9	17	5	0	1	2	34
北檜山町	48	38	9	9	3	2	109
大成町	25	45	8	3	2	1	84
3町計	82	100	22	12	6	5	227
今金町	25	36	15	5	3	3	87
4町計	107	136	37	17	9	8	314

平成16年4月介護保険事業状況報告数値

●施設サービス受給者数

(単位:人)

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合計
第1号被保険者				
瀬棚町	2	9	14	25
北檜山町	52	11	40	103
大成町	45	1	18	64
3町計	99	21	72	192
今金町	56	58	20	134
4町計	155	79	92	326
第2号被保険者				
瀬棚町	0	0	0	0
北檜山町	0	0	0	0
大成町	0	0	1	1
3町計	0	0	1	1
今金町	1	0	0	1
4町計	1	0	1	2
合 計				
瀬棚町	2	9	14	25
北檜山町	52	11	40	103
大成町	45	1	19	65
3町計	99	21	73	193
今金町	57	58	20	135
4町計	156	79	93	328

平成16年4月介護保険事業状況報告数値

●平成15年度 介護保険要介護認定件数(檜山北部広域連合介護認定審査会)

(単位:件)

	平成15年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成16年 1月	2月	3月	計	備考
瀬棚町	13	20	17	12	24	19	27	11	9	18	13	26	209	
北檜山町	42	40	31	22	37	62	64	30	24	41	48	98	539	
大成町	34	36	32	34	29	38	32	33	20	26	46	49	409	
3町計	89	96	80	68	90	119	123	74	53	85	107	173	1,157	
今金町	68	24	39	27	60	87	29	20	31	37	43	88	553	
4町計	157	120	119	95	150	206	152	94	84	122	150	261	1,710	

認定審査会は3合議体(1合議体=5名編成)により実施

1ヶ月に3回ペースで審査会を開催

●平成15年度 介護保険給付費支払実績(平成15年3月サービス分～平成16年2月サービス分)

(単位:円)

	居宅サービス費	施設サービス費	居宅介護計画費	高額介護サービス費	審査支払手数料	合 計	負担割合(12.5%)
瀬棚町	32,563,800	108,633,378	4,181,620	1,343,387	157,850	146,880,035	18,360,004
北檜山町	52,403,166	390,438,449	12,916,040	3,835,753	431,951	460,025,359	57,503,170
大成町	32,646,869	232,654,188	9,925,078	2,927,631	304,036	278,457,802	34,807,225
3町計	117,613,835	731,726,015	27,022,738	8,106,771	893,837	885,363,196	110,670,400
今金町	37,907,740	458,282,064	10,385,083	4,054,556	398,525	511,027,968	63,878,496
4町計	155,521,575	1,190,008,079	37,407,821	12,161,327	1,292,362	1,396,391,164	174,548,896

檜山北部広域連合決算数値

● 第1号被保険者介護保険料の概算による積算(平成15年度給付費ベース)

【調整交付金5.0%、第1号被保険者負担割合18.0%で積算した場合(基本ルール)】

(単位:円・人)

	介護保険給付費	第1号負担割合分 (× 18%)	被保険者数	概算年額保険料 (÷)	概算月額保険料 (÷ 12)	現在の保険料
瀬棚町	146,880,035	26,438,406	799	33,089	2,757	3,230
北檜山町	460,025,359	82,804,565	1,784	46,415	3,868	3,710
大成町	278,457,802	50,122,404	984	50,937	4,245	3,710
3町計	885,363,196	159,365,375	3,567	44,678	3,723	
今金町	511,027,968	91,985,034	1,903	48,337	4,028	3,710
4町計	1,396,391,164	251,350,410	5,470	45,951	3,829	

被保険者数は平成16年3月末現在

【調整交付金7.9%、第1号被保険者負担割合15.1%で積算した場合(実績ベース)】

(単位:円・人)

	介護保険給付費	第1号負担割合分 (× 18%)	被保険者数	概算年額保険料 (÷)	概算月額保険料 (÷ 12)	現在の保険料
瀬棚町	146,880,035	22,178,885	799	27,758	2,313	3,230
北檜山町	460,025,359	69,463,829	1,784	38,937	3,245	3,710
大成町	278,457,802	42,047,128	984	42,731	3,561	3,710
3町計	885,363,196	133,689,843	3,567	37,480	3,123	
今金町	511,027,968	77,165,223	1,903	40,549	3,379	3,710
4町計	1,396,391,164	210,855,066	5,470	38,548	3,212	

被保険者数は平成16年3月末現在

● 介護保険料納期(第1号被保険者分)

納 期	納 付 月
6期	7月・8月・9月・10月・11月・12月

檜山北部広域連合における納期

関 係 法 令

■介護保険法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（介護保険）

第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要介護状態となるおそれがある状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

（保険者）

第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

2 市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

（被保険者）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。

(1) 市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者（以下「第1号被保険者」という。）

(2) 市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者（以下「第2号被保険者」という。）

（介護認定審査会）

第14条 第38条第2項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）を置く。

（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - (2) 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
 - (3) 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
 - (4) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項
- 3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 4 市町村介護保険事業計画は、[老人福祉法第 20 条の 8](#)に規定する市町村老人福祉計画[老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）第 46 条の 18](#)に規定する市町村老人保健計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(保険料)

- 第 129 条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。
- 2 前項の保険料は、第 1 号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。
 - 3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第 147 条第 1 項第 2 号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第 1 号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね 3 年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。
 - 4 市町村は、第 1 項の規定にかかわらず、第 2 号被保険者からは保険料を徴収しない。

先進事例（調整の内容）

■西東京市（東京都／平成13年1月21日 新設）

- ・ 第1号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料については、新市において保険料統一の検討を行い、合併翌年度より新保険料を設定。
ただし、合併年度についてはそれぞれ旧市の例による。
- ・ 第1号被保険者の普通徴収の納期、国民健康保険に加入している第2号被保険者の納期については、田無市の例による。
ただし、合併年度についてはそれぞれ旧市の例による。

■周南市（山口県／平成15年4月21日 新設）

- （1）介護保険給付
現行のまま新市に引き継ぐ。
- （2）介護保険料（第1号被保険者保険料）
新市において再計算し、国の基準に従って決定する。なお、支払回数は10期とし、納期限については、新市に移行後、速やかに調整する。

■南アルプス市（山梨県／平成15年4月1日 新設）

- （1）被保険者の資格管理等にかかわる事務については、6町村に相違がないため現行とおりとし、新市に引き継ぐ。
- （2）新町村介護保険事業計画の策定については、6町村を一体とした計画を策定し、平成15年度からの保険料を設定する。

■須崎市・中土佐町合併協議会（高知県／平成17年3月1日予定 新設）

- 1 保険給付の内容については、現行のとおりとする。
- 2 介護保険事業計画については、2市町を一体とした計画を策定し、平成17年度から適用する。
- 3 第1号被保険者の保険料については、新市において保険料を設定し、平成17年度から統一する。
- 4 第1号被保険者の普通徴収の納期については、7月から翌年3月までの年9回とする。
- 5 居宅介護支援事業については、新市において調整する。
- 6 介護認定審査会については、現行どおり高幡広域市町村圏事務組合介護認定審査会で行う方向で関係市町村と調整する。
- 7 その他介護保険関連事業については、新市において調整する。